

県民投票直接請求についての公開アンケート

回答者 佐野太一

下記の項目について、お答えください。

1. 茨城県民が、茨城県政のさまざまな課題について「県民投票条例の制定」を求めることについて、どのようにお考えですか？

＜答え＞ 間接民主主義の欠陥を補強するために直接民主主義の原理に基づいて、住民に保障されているのが直接請求の権利だと思います。県政の主要課題などについて常設の「県民投票条例の制定」は大賛成です。

2. 当会は2020年6月「東海第二原発の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定」を求め、茨城県へ直接請求を行いました。県議会で否決されました。この点についてご見解をお聞かせください。

＜答え＞ 東海第二原発の再稼働反対の県民世論は、各種のマスコミ調査でも過半数を超えていると認識しています。県民世論と議会・行政との間に隔たりがある場合にこそ、直接民主主義としての住民の権利は保障されるべきであり、本来、住民投票実施の成立要件としての議会の同意はなくても実施できる制度にするべきだと考えます。

3. 東海第二原発の再稼働について、茨城県民の意思をどのタイミングで確認すべきとお考えですか？

＜答え＞ **再稼働前提の工事は極めて不当です。本来工事開始前に県民の意思を確認すべきでした。工事が進んでいる今、再稼働を進めるための工事に無駄なお金を使わないためにも、なるべく早い方がいいとおもいます。**

4. 「東海第二原発の再稼働の賛否を問う県民投票条例の制定」は、どのような条件が整えば賛成しますか？また、再度の直接請求についてどのようにお考えですか？

＜答え＞ 現在の直接請求制度に決められた要件が整っていれば無条件に賛成、直接請求の運動は、地方自治の発展のためにも必要です。もちろん東海第二原発再稼働に関する再度の直接請求は歓迎します。

2022年11月15日